

令和8年9月7日
施設計画課

議会の委任による専決処分の報告
(ガス料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

区立学校における会計事故の発生について、相手方からの損害遅延金の請求により、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

(1) 相手方 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」という。）

(2) 事故内容

区立学校において、令和8年4月分ガス料金2,077円に係る払込書が当該校に送付されたが、事務職員（都費行政職員）が施設計画課へ回送しなかったため、当該料金の支払いが行われなかった。

その後、東京ガスから当該校に督促状が送付されたことから、当該事務職員が同年6月30日に自費で当該料金を支払った。その結果、同年7月分ガス料金の請求時に、4月分ガス料金に係る延滞利息18円が加算されて請求された。

3 事故発生の経緯

令和8年2月、他校の改築に伴い不要となった大型ガスエアコン（ガスヒートポンプエアコン、通称：GHP）を当該校に移設し、同年3月13日から使用を開始した。新たにガスメーターを設置したため、口座振替開始までの間は東京ガス発行の払込書により料金を支払う運用としていたが、払込書の送付先が使用場所である当該校となっていたことから、学校で受領後、施設計画課へ交換便で送付することとしていた。

令和8年4月27日付で発行された4月分ガス料金（2,077円）の払込書が東京ガスから当該校に送付されたが、施設計画課への回送が行われなかった。その後、同年6月末に東京ガスから当該校に督促状が届き、同年7月3日にガス供給停止予定と記載されていたことから、事務職員（都費行政職員）が同年6月30日に当該払込書を使用し、自費で料金を支払った。

令和8年8月4日、施設計画課に届いた7月分請求書を確認した際、4月分ガス料金に係る延滞利息が加算されていたことから調査を行った。その結果、4月分ガス料金が同年6月30日に納付済みであることが判明、さらに、関係者への聞き取りを行った結果、同年8月6日に事務職員本人から自費により支払った事実を確認した。

これを受け、東京ガスに依頼し、7月分ガス料金と4月分ガス料金に係る延滞利息分の払込書を分けて発行してもらい、令和8年8月14日に受領した。7月分ガス料金については速やかに支出手続きを進めたが、4月分ガス料金に係る延滞利息18円については、別途支払いが必要となった。

4 事後の対応（支出処理の対応）

（１）東京ガス基本約款２６に基づき、払込期限の翌日から払込完了までの日数について、１日あたり０．０２７４パーセントが加算され、支払期限日の翌日である令和８年５月２６日から支払金が東京ガスに着金した令和８年６月３０日までの３６日間について、１８円となる。

（２）延滞利息１８円については、支払い済である。

5 事故発生の原因

当該区立学校においては、支払関係書類の受領及び処理を事務職員（都費行政職員）が単独で担当しており、校長、副校長及び事務職員（区費行政職員）との間で当該事務処理に関する情報共有が十分に行われていなかった。

また、施設計画課において４月分のガス料金未納を早期に把握できなかった要因として、公共料金の支払い管理簿を年度単位で管理していたことが挙げられる。３月分の支払いは行われていたものの、年度替わりに伴い管理簿が更新された結果、４月分の支払い実績が空白となっていた。一方で、５月分及び６月分の支払いは行われていたことから、ガス料金の請求は５月分から開始されたものと誤認していたことも、未納の発見が遅れた原因である。

6 今後の再発防止

今回の事故は、学校及び関係部署間における情報共有が不十分であったことが主な要因である。このため、以下の取組を徹底し、再発防止を図る。

（１）施設計画課から工事所管である施設営繕担当部及び学校に対し、本件事故の概要を周知するとともに、払込書の適切な取扱いや情報共有の徹底について注意喚起を行う文書を発出した。

（２）施設営繕担当部に対し、工事発注時の仕様書等において、公共料金の払込書の送付先を本庁所在地とするよう依頼するとともに、施設計画課及び学校に対し、設備の使用開始及び料金発生に関する情報を共有する体制を整備する。

（３）施設計画課は、予算要求の段階で施設整備課から翌年度に同様な支払いが発生する工事予定一覧の提供を受け、当該情報を基に設備の使用開始状況及び請求書等の到達状況を確認しながら、適切な支払処理及び執行管理を行う。

7 相手方への損害賠償額（延滞利息） １８円

8 専決処分日 令和８年８月２１日